府　令

○内閣府令第三十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の十四、第二十一条の五の二十六第三項（同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）、第二十四条の八、第二十四条の二十六第七項及び第二十四条の三十八第三項の規定に基づき、児童福祉法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年三月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

児童福祉法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第一条　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
第十八条の三十八　［略］	**第十八条の三十八**　［同上］
［②］　指定障害児通所支援事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第二十一条の五の二十六第二項各号に掲げる区分に応じ、こども家庭庁長官等に届け出なければならない。ただし、当該変更に係る事項が前項第一号に掲げる事項である場合において、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が、次の各号に掲げる指定障害児通所支援事業者が行う指定通所支援の種類に応じて当該各号に定める事項について、当該指定障害児通所支援事業者から第十八条の三十五第一項の届出を受けたことにより、前項第一号に掲げる事項に係る事実の確認に支障がないと認めるときは、同号に掲げる事項に係る届出又は届出書の記載を要しないものとすることができる。	［②］　指定障害児通所支援事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第二十一条の五の二十六第二項各号に掲げる区分に応じ、こども家庭庁長官等に届け出なければならない。
一　児童発達支援（肢体不自由のある児童に対して治療を行うものを除く。）　第十八条の二十七第一項第二号に掲げる事項	［号を加える。］
二　児童発達支援（肢体不自由のある児童に対して治療を行うものに限る。）　第十八条の二十八第一項第二号に掲げる事項	［号を加える。］
三　放課後等デイサービス　第十八条の二十九第一項第二号に掲げる事項	［号を加える。］
四　居宅訪問型児童発達支援　第十八条の二十九の二第一項第二号に掲げる事項	［号を加える。］
五　保育所等訪問支援　第十八条の三十第一項第二号に掲げる事項	［号を加える。］
［③　略］	［③　同上］